

資源有効利用促進法政省令の改正に伴う対応について

1 確認結果票・受領書の取扱

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）の施行に伴い、建設副産物の適正な搬出先への確実な搬出等を目的に資源有効利用促進法の省令が改正されたため、国土交通省が定めた「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の一部改訂について（令和5年5月15日付け事務連絡）」及び「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について」の一部改訂について（令和5年5月15日付け事務連絡）」に基づき対応する。

2 実施内容

（1）発注前

ア) 発注者

- ①搬出先の選定にあたり、発注者が行った土壌汚染対策法等の手續状況と宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく規制区域の指定状況、許可等の手續状況を確認する。
- ②搬出先の管理者等へ土地使用について同意を求めると共に、建設発生土における受領書の交付を依頼する。

※宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）規制区域は札幌市、旭川市、函館市及びそれ以外の地域は建設部都市計画課Webサイトを確認する。

（2）施工前

ア) 発注者

- ①受注者へ発注者が行った土壌汚染対策法等の手續状況を説明する。
- ②受注者から確認結果票の内容説明を受け、記載内容に誤りが無いか確認する。

イ) 受注者

- ①計画書と確認結果票を作成し、提出時に工事監督員へ内容を説明し、工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示する。確認結果表は、別添の「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（記載例）」を参考に記載する。
- ②運搬事業者へ計画書（確認結果票を含む）を通知する。

（3）建設発生土の搬入出後

ア) 発注者

- ①再生資源利用（促進）実施書（以下：実施書）で実績を確認する。

イ) 受注者

- ①受領書の交付を請求又は受領書を交付する。受領書は工事完成日から5年間保存する。（電子データによる保存も可能）
- ②受領書の内容を実施書に反映させる。

3 その他留意事項

(1) 令和6年(2024年)6月1日以降に契約する工事より、受注者は一時堆積した建設発生土を計画書に記載された搬出先(下記①～④を除く。)から他の搬出先へ搬出された時は速やかに、他の搬出先の搬出の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、受注した工事完了日から5年間保存する(電子データによる保存も可能)。さらに、他の搬出先へ搬出された時も同様の扱いとしている。そのため、受注者は最終搬出先まで確認義務が発生するため、留意されたい。

- ①国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- ②他の建設現場で利用する場合
- ③ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
- ④土砂処分場(盛土利用等し再搬出しないもの)

(2) 令和6年(2024年)6月1日以降に契約する工事より、下記の事例に当たる場合は受注者による最終搬出先までの確認義務が発生する。この場合、建設発生土が混合しないよう搬入元別に区分管理することを規定している。

例1) 国又は地方公共団体が管理する場所において、受領書の交付が得られない場合

例2) 民有地に搬出する場合において、受領書の交付が得られない場合。

⇒受注者・建設発生土の管理者双方が「盛土利用等※」と認識していた場合においても、他の場所へ搬出した場合は、受注者による最終搬出先までの確認が発生する。(受領書の交付が得られないものは、受注者による最終搬出先までの確認が発生する。)

例3) スtockヤード運営事業者登録規程に登録されていない有料処分場で搬出する場合において、再搬出目的で受け入れる場合。(盛土利用等として、受領書を交付された場合を除く。)

⇒有料処分場に搬出した場合においても、転用目的で受け入れた場合は、一時堆積に該当する。そのため、受注者による最終搬出先までの確認が発生する。

盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合